

|   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 審議会名      | 第1回安曇野市地域包括支援センター運営協議会   |
| 2 | 日時        | 平成18年4月20日 午前・後 1時30分から午前・後 3時30分まで  |
| 3 | 会場        | 穂高健康支援センター 集団指導室   |
| 4 | 出席者       | 丸山会長、有賀副会長、下條委員、若狭委員、勝山委員、越原委員、松尾委員、<br>翁委員、唐澤委員、中野委員、岡村委員、斉藤委員、三澤委員、奥永委員  |
| 5 | 市側出席者     | 古幡高齢者介護課長、布山健康福祉課長(豊科)、土屋健康福祉課長(穂高)<br>佐藤係長、細萱係長、等々力係長、海野係長、曾根原係長、川崎係長<br>小林係長、安曇野市地域包括支援センター職員(中澤、大輪、高橋、児玉)<br>福祉事務所(高齢者福祉係)職員(鴫、桜井、関、藤原) |
| 6 | 公開・非公開の別  | 公開   |
| 7 | 傍聴人       | 0人 記者 1人   |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 18年 5月 2日  |

## 協 議 事 項 等

(議事録中、『センター』とは、『安曇野市地域包括支援センター』を指します。)

1、開会・あいさつ：丸山会長

2、職員紹介：古幡課長から、出席職員全員の自己紹介

3、議題

安曇野市地域包括支援センター開所について...古幡課長、中澤  
(別紙のとおり)

岡村委員：「全市の全ては網羅できない、それぞれに支所と連携をとりながら、また委託していく部分は委託していくということか。」

唐澤委員：「権利擁護は初めての取り組みであり、市町村も具体策がわからない状態であり、まずはこの一年間どうやっていくか研究していく期間としたらどうか。」

岡村委員：「成年後見の金銭管理的な部分は社協が先進的であり、例えば委託するというこ  
とを明確にしておけば、協同という意味でよい。しかし、災害時の対応は当初  
センター業務として謳ってあったが、主体的にできるものではないと思ってい  
る。関わるという立場にいる必要はあると思うが。」

唐澤委員：「センターとは、受けた相談などを適切のところへつなぐというのが役割であり、  
自ら動くということは当初から想定されていない。一年かけて体制作りを考え  
ていくということでは。」

丸山会長：「行政はスキームを作ることが主で、各ケースについてはむしろ専門家に任せた  
ほうがよいと思う。専門家と行政が集まって体制について検討したらどうか。」

岡村委員：「センター1箇所では無理だと思っているが、その無理な部分をどうするのか。  
センターの業務としてあげているので、委託や協同でやっていくということ  
を明らかにし、整理しておかないと、まずいのではないか。」

事務局：「昨年度の会議の中からも部会の立ち上げのご意見を頂いている。住民対応をする  
職員も勉強しながら、専門家のアドバイスを頂きながらやっていきたい。」

了承される

介護予防ケアマネジメント一部委託先について...藤原

(追加として「居宅介護支援事業所こうしゅう」が現在担当している利用者が予防給付の対  
象になった場合のみ継続して受託したい)

丸山会長：「異議がなければ承認としたいが如何か。」

異議なく承認

「高齢者虐待防止・擁護者支援法」施行に伴う市の対応について...児玉  
(本庁・支所・センターが協力して実施する)

有賀副会長：「介護が一部省略されているような状況で虐待のおそれがあるとき、どこで発覚させていいのかが難しい。どこから情報が入ったか、誰が入るのか、難しい。」

岡村委員：「地域で虐待のおそれがあるとき、直接センターへは連絡しにくい。大半のケースは支所経由で来ると思うし、来るべきではないか。通報が全てセンターに来るのは難しいのではないかと。支所で片付くことも多いと思う。」

丸山会長：「ケア会議で解決することも多いと思う。細かい対応までスキームをつくるのは難しいと思う。介護保険を利用しているケースでは必ず誰かが関わっているはずではないか。緊急性を要するような状態がそれほどあるとは思えないが。」

斉藤委員：「隠されているが、あると思う。地域で民生委員さんなどに情報がいても、守秘義務もあり、なかなか公にするのは難しい。」

岡村委員：「虐待が明確でなくても通報してもよいということになっている。そうすると、一般の人はやはり支所のほうが身近ではないか。」

有賀副会長：「センターが一箇所ですべてが無理という現状からも、支所への通報でもよいということにしてもらいたい。」

丸山会長：「行政の作るスキームとしてはこれが精一杯ではないか。個々のケースは担当者が集まって対応するのがよいと思う。」

事務局：「センターが1箇所ですべては支所へ連絡が行くと思っている。また、休日は支所の日直・担当を経由して緊急時はセンターも対応するということになっている。」

唐澤委員：「通報は各支所へ、届出はセンターへ、ということではないか。」

事務局：「法律上、通報は虐待発見者、届出は被虐待者という意味で、本人かそれ以外かで用語を分けている。どちらも通報であり、届出である。」

丸山会長：「唐澤委員を中心に勉強会を立ち上げて検討していただきたいが。」

唐澤委員：「虐待部分はわかる方に入っていただきたい。」

若狭委員：「措置入院をさせてくれないか、というケースがあった。すぐに入院ということにもならず、警察や病院に行くなど、なかなか手続きが難しい。」

中野委員：「保健所としては現場を押さえるか本人から直接の届出がないと対応が難しい。」

奥永委員：「地域づくりは本当に大切だと思う。障害のある娘を手にかけて母親がいたが、ケア会議の直後に「むしろこんなに迷惑をかけている」と悲観して手をかけてしまったケースである。つかず離れずの関係を築いていくことは大切。」

有賀副会長：「誰かが介入できれば道が開ける、その地域づくりは非常に大切だと思う。」

地域密着型サービスに関すること...細萱係長

(地域密着型サービスの運営に関する委員会の設置は、この運営協議会を活用したい。

現在みなしの指定を受けている事業所の体制を整えば、会議を持つことがありえる)

丸山会長：「兼任ということでよいでしょうか。」

岡村委員：「このサービスについてはまだよくわからないことがあり、専門的ではないが、事例が出てきたときに対応するということならよいのではないかと。」

異議なく承認

介護保険サービス事業所との連絡会に関すること...佐藤係長

(相当数の事業者があり、いかようにしたらよいかご意見を伺いたい)

丸山会長：「居宅療養管理指導は医師・歯科医師・薬剤師であり、医師会主導で会議を行い連絡を取り合っているため、除いてもよい。するとそれほど多くはないはず。事業者連絡協議会があったのは豊科・穂高のみだが、事業者が一堂に会して顔をあわせるのは不正等予防のためにもよい機会である。また予防給付が始まり、福祉用具の利用に制限が出てきている。ケアマネジメントの際は利用しないようにしているが、事業者によって介護保険外で貸し出していることがあり、事業者連絡会等で周知の必要があるのではないかと。早急に立ち上げてほしい。」

4、その他...等々力係長

「次回の会議日程は7月ころを予定している。今後の予定としては2箇所目・3箇所目は同時に検討していただきたい。1箇所目の運営についても年度末ころに評価を頂きたい。権利擁護に関する部会は5月をめどに連絡したい。」

# 安曇野市地域包括支援センターです

地域包括支援センター  
って、どんなところ？

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護・保健・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。皆さんが、いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で生活できるよう、相談をお受けします。

積極的にご利用ください！

名称：安曇野市地域包括支援センター

住所：〒399-8303

安曇野市穂高9181番地

穂高健康支援センター内

電話：0263-81-0760（直通）

FAX：0263-81-0703（代表）

開所日時：月曜日から金曜日

（ただし国民の休日に関する法律に規定する休日および12月29日～1月3日を除く）

午前8:30～午後5:15

（ただし虐待等に関する緊急時の対応は、各総合支所宿日直を経由して、担当者が対応）

職員：主任介護支援専門員（主治医との連携や、介護支援専門員とのネットワークをつくります）

社会福祉士（総合的な相談を受けます。また、権利擁護や虐待防止に関する支援をします）

保健師（要支援1・2の方と、特定高齢者となった方に対し、介護予防のケアマネジメントをします。）

どんな時、どんな人が  
利用できるの？

介護予防ケアマネジメント

介護認定が「要支援1・2」の方は、地域包括支援センターと契約のうえ、介護予防支援を受けていただきます（ご希望の居宅介護支援事業所がある場合はご相談ください）。

基本健康診査の「生活機能評価」において「特定高齢者」となった方は、介護保険（予防給付）のサービス以外を組み合わせるケアマネジメントします。

虐待・権利擁護に関すること

高齢者の方・介護者の方を支援します。お気軽にご相談ください。

サービス事業所の対応に関すること

サービスを受ける中での困りごとに対応します。介護支援専門員さんと合わせてご利用ください。

どこに相談してよいかわからないこと

保健・福祉・医療などでお困りのこと、誰に相談してよいかわからないことなど、まずはご連絡ください。地域包括支援センターで、それぞれの問題に応じて、適切なサービスや機関につなげます。